

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、令和 6 年度において標津町が発注する物件の買入れその他の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期並びに方法等について、次のとおり定める。

令和 5 年 11 月 7 日

標津町長 山口 将 悟

第 1 資格要件

1 資格の種別

競争入札の参加に係る資格審査（以下「資格審査」という。）の対象とする業種は、別表に掲げるものとする。

2 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、次の(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 国税、都道府県税及び本町の町税を滞納している者でないこと。
- (4) 役員等（申請人が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（標津町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 17 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者でないこと。
- (5) 暴力団（標津町暴力団排除条例第 2 条第 1 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者でないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

3 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 業務委託（測量、工事に係る調査・設計等を除く）

次のいずれにも該当すること。

- (ア) 令和 5 年 12 月 1 日現在において引き続き 2 年以上その事業を営んでいること。
- (イ) 令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
- (ウ) 事業に関し法令上必要とする許可、免状、登録等の資格を有していること。
- (エ) 個人にあつては、契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む）数を有していること（法令等で定めがある場合はその人数を有していること）。

(2) 物品の購入、賃貸借及び売払い

次のいずれにも該当すること。

- (ア) 令和 5 年 12 月 1 日現在において引き続き 2 年以上その事業を営んでいること。
- (イ) 令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

(ウ) 事業に関し法令上必要とする許可、免状、登録等の資格を有していること。

(エ) 個人にあっては、契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む）数を有していること（法令等で定めがある場合はその人数を有していること）。

4 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業協同組合等」という。）については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、3 に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年に係る資格要件は適用しない。

また、(1) に該当する場合は、3 に規定する資格の種類ごとの要件のうち、建設業に係る工事完成高又は事業に係る事業高にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第 3 条第 4 号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第 2 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。

(1) (2) から (5) までに掲げる者以外の者

ア 郵送による場合

令和 5 年 12 月 11 日（月）から令和 6 年 1 月 31 日（水）までとする。

（申請期間内必着）

イ 持参による場合

令和 5 年 12 月 11 日（月）から令和 6 年 1 月 31 日（水）までとする。

（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合

(1) に定める時期及び当該証明を受けたとき

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

(1) に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 町長が特に必要と認めた者

町長の指定する日

2 申請の方法

資格審査の申請の方法は、次により申請書類を作成し、提出しなければならない。

(1) 申請書様式

物品の購入及び賃貸借等の場合

申請書類は、別に定める申請書類のとおりとし標津町ホームページからダウンロードして入手する。

(2) 申請書に添付する書類

標津町役場建設水道課で指定する書類

(3) 申請の方法

ア 申請書は、郵送又は持参により提出すること。なお、持参の場合は提出のみで、当日の審査は行わない。

イ 郵送、持参の各方法にかかわらず、必ず返信先の宛名を明記した封筒（A 4 判横三つ折用）と 84 円切手を申請書に同封すること。

ウ 申請書と添付書類を 1 冊のフラットファイル（A 4 縦）に綴じ、その表紙及び背表紙に称号又は名称を記入すること。

(4) 資格審査申請書の提出先

ア 郵送による場合

次の住所宛てに「競争入札参加資格申請書在中」と明記のうえ郵送すること。

〒086-1632

標津郡標津町北2条西1丁目1番3号

標津町役場 建設水道課 建設管理担当

イ 持参による場合

標津町役場 建設水道課 建設管理担当

第3 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の1年間とする。

第4 資格審査の再審査

1 再申請の事由

競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当した時は、資格審査の再審査をするものとする。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者。
- (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体。
- (3) 競争入札参加者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの。
- (4) 中小企業等協同組合（企業組合を除く）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る）を変更したもの。
- (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの。

2 再申請の方法

資格審査の再申請をしようとする者は、標津町役場建設水道課建設管理担当に提出するものとする。

第5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- (1) 第1に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

別表

資 格 の 種 類

1 物品の購入等

資格の種類	業 務 分 類
産業用機械器具類	土木建設機械器具、農林業用機械器具、漁業用機器及び資材、設備用機器及び資材、電気・通信機器及び資材、工作機械器具、印刷機器及び資材、建材類、原材料類、農林業用種苗薬品資材類、水道資材、機械修繕、工業薬品・火薬類、その他
医療機器類	医療機器、医療用品類、医薬品、その他
教育研究用機器類	教材用各種用品、理化学機器・計測機器及び資材、図書及び定期刊行物、体育用品、保育用品、動物、その他
事務用機器類	事務用機器、家具・調度品、文具・用紙類、印章、写真類、複写類、製本、その他事務用機器類
車両・車両用品類	自動車、自転車・その他車類、車両用品、車両修繕
油脂・燃料類	車両燃料、暖房燃料、その他
被服・繊維皮革類	被服類、寝具類、靴鞆類、その他
その他	保安消防器材、記章・プレート・旗類・広告用品、看板類、時計・貴金属類、食料品類、金物・陶磁器類、日用雑貨、洗たく、百貨店、その他
百貨店	百貨
印刷物の製造	平版印刷、フォーム印刷、地図印刷、その他
印章の製造	印章
複写機の保守サービス	複写機の保守サービス
物品の賃貸借	事務用機器、自動車、その他
物品の買受け	各種鋼材・機械器具、特種車両、解体木材・立木、古紙、その他

2 役務の提供等

資格の種類	業 務 分 類
建築物管理業務	建物清掃、貯水槽・浄化槽清掃及び保守管理、警備、機械警備、警備員派遣等、室内環境測定、害虫駆除、電気保安、通信設備保守（無線機、電話機器等）、ボイラー設備保守点検、冷暖房設備保守、防災設備保守、消防用設備保守、昇降機保守、自動ドア保守等（事業別の提出書類については別に定める。）
調査・検査・分析業務	環境、大気、水質、土壌、医療、臨床、漏水、テレビカメラ、電波障害等
調査研究・企画立案業務	統計調査、試験研究分析、構想・計画の企画立案等
電算処理業務	電算処理業務 システムの設計開発・保守・維持・運用管理、データ処理、ホームページ作成、P C・サーバ等の保守等
管渠清掃	下水道管（産業廃棄物収集運搬業許可証、第2種酸素欠乏危険作業主任者、下水道管理技術認定者証）
建造物設置・撤去業務	防雪柵、選挙用掲示場、会場設営
除雪業務	除雪、排雪
施設管理・運営業務	受付、電話交換、施設の管理・運営（設備機器の運転・監視等を除く。）
廃棄物処理業務	一般廃棄物（収集・運搬・処分）、産業廃棄物（収集・運搬・処分）、特別管理廃棄物（収集・運搬・処分）
運送業務	旅客運送、貨物運送
その他	映画・ビデオ製作、給食、クリーニング・リネンサプライ、航空写真撮影、図面・台帳作成、不動産鑑定、看板、広告、企画、医療事務、健康診断、検針、旅行業等